

みやしんではじめよう！



NISA ニーサ (少額投資非課税制度)

NISAってどんな制度なの？

NISAは平成26年1月よりスタートした非課税制度です

NISAを活用すれば、NISA口座で購入した株式投資信託等の売却益や分配金が非課税となります。

株式投資信託等の値上がり益や分配金

特定口座・一般口座

20.315%

所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%

NISA口座

非課税

年間120万円まで購入可能

<NISAの5つのポイント>

1 株式投資信託等の値上がり益や分配金が 非課税 に！	2 日本に住む 20歳以上 の個人のお客様が対象！（口座を開設する年の1月1日時点）	3 令和5年まで毎年 120万円 までの非課税投資枠※	4 1口座あたり 最長5年間 の非課税期間！	5 非課税投資枠は 最大600万円 ！
---	--	---	--------------------------------------	-----------------------------------

非課税期間 最長5年間

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
非課税口座開設可能期間	1年目	平成26年分の非課税枠	100万円 NISA口座					①								
	2年目	平成27年分の非課税枠	100万円					②								
	3年目	平成28年分の非課税枠	120万円					③								
	4年目	平成29年分の非課税枠	120万円					④								
	5年目	平成30年分の非課税枠	120万円					⑤								
	6年目	令和1年分の非課税枠	120万円					⑥								
	7年目	令和2年分の非課税枠	120万円					⑦								
	8年目	令和3年分の非課税枠	120万円					⑧								
	9年目	令和4年分の非課税枠	120万円					⑨								
	10年目	令和5年分の非課税枠	120万円					⑩								
	最大非課税枠	100万円	200万円	320万円	440万円	560万円	580万円	600万円	600万円	600万円	600万円	480万円	360万円	240万円	120万円	

<非課税期間終了後は>
 ①特定口座等へ移管
 ②翌年分の非課税枠に時価120万円分まで移管可能
 ③売却

最大5年分、600万円（1年120万円×5年）を非課税とすることができます。

※NISA口座での損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当等との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。※各年の非課税枠（120万円）は、その年しか使用できません。※非課税期間中の売却は、自由にできますが、その年は、売却額に相当する非課税枠は再利用できません。

※NISAの内容は、関連法案の改正等により変更となる場合があります。

NISA口座を開設しよう！

1. お客様は、「マイナンバーが確認できる書類（個人番号カード等）」とみやしん所定の申込書類等を提出していただきます。
2. みやしんから税務署に非課税適用申請を行います。※税務署の審査には約1週間程かかります。
3. 税務署から「非課税適用確認書」が交付され口座を開設します。
4. みやしんはお客様にNISA口座開設完了のご案内をします。



<口座開設に必要な書類> NISA口座開設には、「マイナンバーが確認できる書類（個人番号カード等）」が必要となります。※コピー不可。

投資信託に係る注意事項等

- 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、当金庫でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動しますので、元本の保証や分配金等並びに利回りの保証はありません。したがって、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されるお客様に帰属します。
- 投資信託は国内外の株式や、債券、不動産投資信託（リート）等に投資しているため、投資対象の価格変動、金利の変動、外国為替相場の変動その他発行者の信用状況の変化等により基準価額が下落し、投資した資産の価値が投資元本を下回る（元本欠損が生じる）場合があります。
- 投資信託の手数料等費用は以下の通りとなっています。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

申込手数料	基準価額※に対し、最高3.30%（消費税込）を乗じて得た額	信託財産留保額	基準価額※に最高0.5%を乗じた額
信託報酬	純資産総額に対し、最高年1.848%（消費税込）を乗じて得た額		

※基準価額の採用日：お申込日（ご指定日がある場合はご指定日）当日（又は翌営業日）

- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および目論見書補充書面等を必ずご覧いただき、内容をご確認いただいた上で、ご自身でご判断ください。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」等は、当金庫本支店等にご用意しています。

宮城第一信用金庫

商号等／宮城第一信用金庫 登録金融機関東北財務局長（登金）第52号
本店所在地／〒984-0075 仙台市若林区清水小路6番地の1
東日本不動産仙台ファーストビル6F
本部（業務部）／Tel 022-221-3061

令和1年10月31日現在